



第二篇

第一章 第五高等學校前期(自明治廿七年 至大正七年)

第一節 改稱の経緯と井上文部大臣の抱負

高等中學校改稱の
通牒

貴校儀本年勅令第七十五號高等學校令實施ト共ニ第五高等學校ト稱セラルベキニ付左様御了知相成度此段御通知ニ及び候也

明治廿七年七月二日

文部省専門學務局長 法學博士 木下 廣 次圓

第五高等中學校長 中 川 元 殿

改稱の理由と井上氏の抱負

森文部大臣の卓見に依つて呱呱の聲を揚げた高等中學校も、年を閱すること既に七年にして、高等學校と改稱せられ、茲に面目を一新した。而してこの改制の衝に當つたのは、申すまでもなく時の文部大臣井上毅子であった。凡そ事の改正を見るに就いては、その理由がなければならぬ。即ち従來の高等中學校なるものが、次第に形式に流れ、その内容に於て動もすれば缺然たるところがあつたからである。換言すれば、高等中學校の卒業生が徒らに年齒を重ね、一旦世に立つの時、國內的に急速の進歩に伴はぬものがあり、重大なる國際的情勢に直面し

井上文相
の訓令

て、大いに實業の振興を圖らねばならなかつたからである。乃ち井上子は、高等中學校を高等學校に改めて、將來簡單なる大學と爲し、有爲の青年を一日も速かに世に送ることを止めたが、帝國大學の反對を慮つて、差當り三高の如く、大學豫科を廢して専門學校の色彩を有せしめたのである。明治二十六年三月、歡迎裏世のに文部大臣に任せらるゝや、森子の主義を體し、精神教育に加ふるに實業教育を以てし、國家の實力涵養に力める爲に、實業教育費國庫補助法を定め、臨時教員養成所を興し、他の一面、高等中學校をして單に大學の豫備教育たるに留めしめ



井上文相大臣

ず、専門部を設けたのである。乃ち子は、廿七年一月十二日、左の如き訓令を出して、教育上の意圖を明示したのである。曰く、我が國ノ大學ハ唯一ナリ世人多クハ誤テ支那ノ國子監ノ類トナシ之ヲ以テ官紳登龍ノ一大關ト心得ルモノアリ近時京都ニ大學ヲ新設スルノ説アルモ亦一ヲ増シニトスレハ足レリト云フ者ノ如シ各國ニ參照スルニ獨逸ノ大學ノ數ハ二十一ナリ(中略)我國文運ノ進歩ハ國運ト相伴ハサルヘカラス而シテ大學豈一或ニシテ足レリトセンヤ(中略)有用ナル大學ハ豈兩都ニ限ルヘケンヤ(中略)姑ク英米ノ「コレージ」佛ノ「フッキユルター」ノ制ニ依リ高等ノ専門學校トシテ其成績ニ從ヒ與フルニ大學ノ名ヲ以テスルコト未タ晚シトセサルヘシ(中略)大學ノ卒業期ハ二十六年ノ統計ニ據ルニ平均二十六七歳ノ半ニ居ルニ至レリ之ヲ各國ニ參照スルニ英米佛ノ如キ大學ノ卒業期ハ大抵二十一歳ナリ故ニ高等専門教育ヲ受クル者ノ爲ニ一ノ捷路ヲ許クルハ今

日ノ必要ナリ(中略)故ニ今度ノ改正ニ高中等學校ヲ高等學校トシタルノ目的ハ蓋左ノ二點ニ在リ一、従前ノ高等普通教育ヲ授クルノ所ヲ移シテ高等専門教育ヲ授クルノ所トシ以テ世ノ需要ト少年ノ志望ヲ順達ス

二、高等學校ノ成績ニ從ヒテハ將來ニ進メテ大學トスルノ地ヲ爲シ以テ國家ノ文運ヲ進ム(中略)斯ノ如キ理由ノ下ニ於テ高等中學校ノ組織ハ變更セラレ已ニ第三高等學校ニ法學部醫學部工學部ヲ設置シ第一第二第四第五高等學校ニ漸次時期ヲ以テ實施スルノ目的ヲ以テ明治二十七年九月十一日ヨリ施行セラレタリ云々

改正の内
容高等學
校令

とあることを以て、その抱負の一端を察することが出来るであらう。明治廿七年六月廿三日勅令第七十五號に依る改正の内容を記せば左の通りである。

高等學校令

- 第一條 第一高等中學校、第二、第三、第四、第五高等中學校ヲ高等學校ト改稱ス
- 第二條 高等學校ハ専門學科ヲ教授スル所トス但帝國大學ニ入學スル者ノ爲メ豫科ヲ設クルコトヲ得
- 第三條 高等學校ハ其ノ附屬トシテ低度ナル特別學科ヲ設クルコトヲ得
- 第四條 高等學校ニ設クル所ノ學科及講座ノ數ハ文部大臣之ヲ定ム

附則

第五條 本令ハ明治廿七年九月十一日ヨリ施行ス但各高等學校ニ於テ學科ヲ設置スルノ時期ハ文部大臣之ヲ指定スヘシ

本令ヲ施行シ又ハ一部ヲ施行スル所ノ高等學校ニ於テ高等中學校ノ學科ヲ履修スル年期限内ニ在ル生徒ノ爲ニ舊學科ヲ存スルコトヲ得

大學部並ニ設置スル文部省令

明治廿七年七月十二日（文部省令第十五號）

第三高等中學校ニ法學部醫學部工學部ヲ設置シ第一第二第四第五高等中學校ニ醫學部及大學豫科ヲ設置ス

備考 第三高等中學校ニハ明治二十一年十二月法科分科ヲ創設シ、二十二年七月法學部ヲ設置セリ。（筆者追記）

修業年限及入學程度ニ關スル省令

明治廿七年七月十二日（省令第十六號）

高等學校ノ修業年限及入學程度ヲ定ムルコト左ノ如シ

高等學校修業年限及入學程度

第一條 第三高等學校ノ法學部工學部及各高等學校ノ醫學部ノ修業年限ハ四ケ年トス

但醫學部ニ於ケル藥學科ノ修業年限ハ舊ニ仍ル

大學豫科ノ修業年限ハ三ケ年トス

第二條 高等學校入學ノ程度ハ尋常中學校卒業ノ程度ニ依ル

明治廿七年七月二十一日（文部省令第十八號）

高等學校ニ設置スル大學豫科ノ學科規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

大學豫科規程

第一條 大學豫科ヲ三部ニ分チ第一部ハ法科及文科志望者ニ第二部ハ工科理科及農科（獸醫科ヲ含ム）志望者

大學豫科の學科規程に關スル省令

ニ第三部ハ醫科志望者ニ課スルモノトス

第二條 第一部ノ學科ハ倫理、國語及漢文、外國語、歷史、地理、數學、物理、化學、動物及植物、論理、經濟通論、法學通論、體操トス

第三條 第二部ノ學科ハ倫理、國語漢文、外國語、數學、物理、化學、動物及植物、地質及礦物、圖畫、體操トス
 第四條 第三部ノ學科ハ倫理、國語漢文、外國語、數學、物理、化學、動物及植物、羅甸語、體操トス

第二部外國語ハ生徒ノ隨意科トシテ課スルコトヲ得
 第五條 大學豫科ノ各學科授業ノ時數凡左ノ如シ

大學豫科第一部（法文）

第一部學數科及び時

倫理 國語及漢文 第一外國語 第二外國語 歷史 地理 數學	第一年		第二年		第三年	
	法科	文科	法科	文科	法科	文科
倫理	六	六	六	六	六	三
國語及漢文	九	八	八	八	八	三
第一外國語	五	四	四	四	四	三
第二外國語	四	三	三	三	三	三
歷史	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)
地理	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)
數學	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)
動物及植物學	一	一	一	一	一	一
化學	一	一	一	一	一	一
論理	一	一	一	一	一	一
經濟通論	一	一	一	一	一	一
法學通論	一	一	一	一	一	一
體操	一	一	一	一	一	一
合計	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

法科ニ在テハ第一外國語ハ獨語若クハ佛語トシ第二外國語ハ英語トス
 文科ニ在テハ英文科志望者ニハ英語ヲ第一外國語トシ獨語若クハ佛語ヲ第二外國語トシ佛蘭西文學志望者ニハ
 佛語ヲ第一外國語トシ英語若クハ獨語ヲ第二外國語トシ其他ノ學科志望者ニハ獨語ヲ第一外國語トシ英語若ク
 ハ佛語ヲ第二外國語トシテ之ヲ課ス

第一年ニ於テ法科志望者ハ數學ヲ缺キ文科哲學志望者ニハ地理ヲ缺キ其他ノ學科志望者ニハ生徒ノ隨意ニヨリ
 其一ヲ缺クコトヲ得第二學年ニ於テ法科志望者ニハ物理ヲ缺キ文科志望者ニハ經濟通論ヲ缺ク第三年文科ニ於
 テハ化學及法學通論ヲ生徒ノ隨意科トシ其一ヲ撰修セシムルコトヲ得漢文學科志望者ニハ第二外國語ヲ課セス
 其時間ニ於テ漢文ヲ課ス

大學豫科第二部（工理農）

倫理及漢文 第一外國語 第二外國語 數學	第一年		第二年		第三年
	工	理	工	理	
倫理	五	八	四	八	
第一外國語	五	五	四	六	
第二外國語	五	五	四	四	
數學	五	五	四	六	
計	20	20	16	22	16

第三部學
數及
時

倫理	大學豫科第三部（醫）			國語及漢文	第一年			第二年			第三年		
	第一年	第二年	第三年		第一年	第二年	第三年	第一年	第二年	第三年			
倫理	1	1	1	5	3	1							

化學及植物學 動物及植物學 地質及礦物學 圖測量 測體	第一年		第二年		講 實 (三)四	第一年		第二年		講 實 (二)四
	農、農、化	獸、林	農、農、化	獸、林		農、農、化	獸、林	農、農、化	獸、林	
化學及植物學	2	2	2	2	4	2	2	2	2	4
動物及植物學	2	2	2	2	4	2	2	2	2	4
地質及礦物學	2	2	2	2	4	2	2	2	2	4
圖測量	2	2	2	2	4	2	2	2	2	4
測體	2	2	2	2	4	2	2	2	2	4
計	10	10	10	10	40	10	10	10	10	40

第一外國語ハ英語トシ第二外國語ハ獨語トス

理科第三年ニ於テ數學、星學、物理學科志望者ニハ化學三時（實驗）圖畫、動物及植物ヲ缺ク化學科實望ニハ
 圖畫、測量、動物及植物ヲ缺ク動植物學科、地質及礦物學科志望者ニハ數學、測量ヲ缺キ及化學一時（實驗）
 ヲ缺ク農學科農藝化學科志望者ニハ數學ヲ缺キ獸醫學科志望者ニハ數學、測量ヲ缺キ林學科志望者ニハ化學二
 時（實驗）ヲ缺ク

大學豫科第三部（醫）

第一外國語	一二	一二	一〇	化學	一	四	講四
第二外國語	一	一	一	動物及植物	四	實三	實四
羅甸語	一	一	二	體操	三	三	一
數學	五	一	七	計	二九	二八	三〇
物理	一	三	三				

第一外語ハ獨語トス

二十八年の改正

右の課程は、翌二十八年に、多少の改正を爲され、前表第一部の國語及漢文は、三學年を通じて國語漢文の二科に分たれ、第一年に於ては、その外に變化なく、第二年に於ては、地理(三)と數學(三)とを削り、論理に一時間を減じ、結局三十二時間となり、第三年に於ては、法科の第一外國語に一時間を減じて、第二外國語に一時間を増し經濟通論三時間を加へ、凡て三十三時間となり、文科は第一外國語に一時間を減じて、第二外國語に一時間を加へてゐる。第二部の國語漢文は、第一部と同様で、第一年に變りなく、第二年に於ては、國語二時間漢文一時間と明示し、地質及礦物三時間を加へて、凡て三十二時間となり、第三年工科に於ては、物理に一時間を減じ、測量に三時間を減じて、凡て二十九時間となり、理科に於ては、第一外國語一時間を減じて、第二外國語に一時間を加へ、物理一時間を減じ、數學・星學・物理學志望者には化學實驗・圖畫・動物及植物を減じて、化學志望者には圖畫・測量・動物及植物を減じ、動植物學科・地質及礦物學科志望者には數學・測量並に化學實驗一時間を減じ、農學科農藝化學科志望者には數學を減じ、獸醫學科志望者には數學・測量を減じ、林學科志望者には化學實

驗二時間を減じ、凡て二十六時間となり、農科に於ては、林學科志望者の二十七時間となつたのである。而して第三部の國語漢文は、第一年國語二時間漢文三時間、第二年國語二時間漢文一時間と明示せられ、獨逸語に三時間を増し、化學に二時間を減じて、凡て二十八時間となり、第三年は元のまゝになつてゐる。

而して井上子の理想は、種々の事情の爲に必ずしも實現せられるに至らずして、學制改革の問題が起つて來たとは云へ、年齢短縮の意圖は、次第に實現しつゝあることを思ふ時、吾人は子の抱負に對して、滿腔の敬意を拂はざるを得ないのである。今、龍南會雜誌に據れば、明治二十七年五月二十五日發行の第二十七號雜報に、「井上

井上文部大臣の巡回

物質的文明の毒流は、滔々として社會の全部を浸し、其勢延て我が勇壯活潑なる青年社會に及び、青年の活氣は日々に消耗し、天真爛漫なる青年の美質漸くに亡びんとす。これある哉、井上文部大臣巡回中、至るところ質素儉約の美德を説き、其の一日も青年學生に缺く可からざるを教へらる。唯だ之を實行すると否とは、一に青年學生の自重心、獨立心の如何に關す。幸にして我鎮西の地、山高く水清く、未だこの濁流に浸さるゝ甚しきに至らず。天真爛漫、剛毅木訥、尙未だこの弊風に感染せざる幾多の好青年あり。以て聊か心を安するに足る。云々

と述べ、更に「井上文部大臣の工業論」と題して、

實業補習學校規程を制定して、大に社會の輿論を喚起せられたる現文部大臣には、此程各地巡回中、大坂の教育會に於て、工業に關する一場の演説ありたり。其主要の點は、工藝的技能智識の普及と云ふにあり。(中略)

井上文部大臣の工業論

曰く、富國の要素は凡そ三あり。第一石炭、第二産鑛、第三國民の工業智識。特に第三を以て肝要とす。(中略)科學者は高尚なる空理に馳せて、有力なる實理に疎く、職工は生計の途に苦みて、智識を求むるの暇なし。學理と應用との分離、これ當今の大患なり。以上の説にして、實施せらるゝに至らば、恐らくは、此大患を治するの端緒を開くに至らん乎。吾輩は其の一日も早く實施せられんことを切望す。

と期待してゐる。而して森子が文部大臣在職中、不慮の災厄に罹りて此の世を辭したること、井上子が宿病と闘つて、學制改革の實績に専念しつゝ、二十七年八月二十九日を以て職を辭し、翌年三月十五日を以て、從容として世に即いたことは、殆どその軌を一にするものである。龍南人は、第三十五號に於て、「前文部大臣井上毅子薨去」と題して、敬弔の意を表してゐる。

前文部大臣井上毅子、宿病ヲ返子ニ養ハレシガ、藥石效ナク、三月十七日溘焉トシテ遂ニ薨去セラレヌ、痛恨何ゾ已マン、子ノ職ニ在ル、鞠躬精勵、不續大ニ學ル、旻天無情、其歲ヲ奪フ、噫悲夫、謹ンデ哀悼ノ意ヲ表ス

三高及び
造士館よ
りの轉學

而して第三高等學校は、大學豫科を廢せられて、本校へ約六十名來り、鹿兒島高等中學校造士館は、文部省の所管を解かれて廢校と爲り、同じく五十六人の轉學を見たのである。

第二節 日清戰爭當時の龍南

龍南校風の歴史に於て、日清戰爭は國を擧げて大敵清國と戰つただけ、流石に青年子弟にも相當緊張味があつ

龍南會雜
誌中の行
軍に關す
る記事

たばかりでなく、風雲急なる影響は、その以前より察せられるのである。而して日清戰爭後の十年間は、臥薪嘗膽の時であつたと云へ、國民一般の風氣の上には、可なりの隆替があつたやうだ。これこの一節を設くる所以である。今その例を示せば、明治二十六年十二月二十日發兌の龍南會雜誌第二十一號に依れば、この年の行軍に就いては左の如く記してゐる。

到る處歡迎如何に鄭重なりしよ到る處の江山如何に秀麗なりしよ今回の一行校威を四州の要樞に伸張し得天下の名社に養し天下の名山水を踏むを得たり歸來胸懷殆んど昔日のものにあらざるを覺ふ特に吾人行軍中校長以下諸先生が毎事生徒と勞苦を分たれたるを感謝す今や天下到る處師弟反目の風ありと聞く吾人は寒村銃を枕にして寐ね早起霜風の叫哨たるを衝いて發するとき顧みて諸先生の吾人へ親しきを見る毎に吾人は一團の春風來りて吾面を拂ふを覺えずんばあらず

豐筑修學
旅行日誌

讀りて洵に欣懷に堪へざるものがある。又、豐筑修學旅行日誌を引けば、

(前略)(十一月六日)十時全員練兵場に整列し、沼田大尉指揮して隊伍を部署す(中略)部署已に定まる、中川校長乃ち進み出で、告げて曰く、夫れ修學旅行は一種の課業なり、其地理歴史博物其他百般の學術上、大益あるは固より論を俟たず、然れども此行を以て行軍と通稱する所以は、一の規律を守ること一、艱難辛苦に堪ゆること一、氣質鍛鍊を實習することの三點を、嚴守せしむるにあり、されば諸子は行中終始、沼田監督の命を奉じ、敢て或は背くこと勿れ、嚴正の舉動を失はず、以て我校の名聲を發揚せよ、飲酒する勿れ、買喰する勿れ、以て大に費用を節せよ」告示終る、乃ち晝餐を喫し、十一時嚴令一發、行を啓く、喇叭嘯唳校門を出づ

誤植訂正

頁	行
一〇七	一〇
一八六	二
二八七	一五
四一六	五
四一八	四
四二一	四

途・奸・益・條・止・を・誤

途・肝・溢・等・企・の・正

目次「表」(一)(二)(三)ノ頁ハ卷末引得ノ方正シ
 三八一頁ノ寫眞ハ重出、他ト代リタルニ非ズ
 四一三頁ノ寫眞説明ニ堂・清ノ二字ヲ脱ス